

日教組 08.2 労安パンフより (P26～28)

V. 日教組はすべての学校での労働安全衛生委員会の設置をすすめています！

1. 運動推進のための3つの視点

<視点1>安全で健康的に働くことは、労働者のもっとも基本的な権利である。

<視点2>安全衛生活動を実践することで、安全衛生マインドを持った職場づくりをすすめる。

<視点3>充実した教育活動に主体的にかかわっていくためにも、身心は常に良好な状態にあることが望ましい。

2. 安全衛生における7つの目標

1. 病気休職者・現職死亡・公務災害件数の削減
2. 健康で活力のある教育活動の実践
3. 適正な労働時間管理と過重労働の抑制
4. バランスの良い仕事と休養による蓄積疲労の防止
5. 快適な職場環境を実現
6. よいチームワークと働きがいのある職場の推進
7. 実際の安全衛生活動を通じた各職場での安全衛生の担い手の育成

3. 「労働安全衛生法」とは？

1946年 日本国憲法 第27条第2項（労働条件の基準）

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は法律でこれを定める。

1947年 労働基準法 第5章（安全及び衛生）→第42条

労働者の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法の定めるところによる。

1972年 労働安全衛生法

1982年 改正 第7章の2 快適職場環境の形成のための措置

↓ （幾度かの改正）

2005年 改正 第66条の8～9

長時間労働者への医師による面接指導体制:50人未満の小規模の事業所にも義務付け（2008年4月より）

4. 学校保健法との関連

学校については、労働安全衛生法のほかに、学校保健法が適用される。

学校保健法には、「学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項
定め、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もっ
て学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的」としている。
(同法1条)

安全衛生法と学校保健法とは、目的も異なり、相互に排除する関係ではなく、
それぞれが学校に適用になる。

★「衛生管理者」って何？

50人以上職場において選任（設置義務あり）

労働安全衛生法に関する知識を有するもので、都道府県労働局長による免許
試験に合格したもの。養護教員や保健体育教員もなれるが、安易に選任しない
ことが大切であり「有資格者」の拡大に努力すべきです。

★「衛生推進者」って何？

10～49人職場において選任

衛生の実務に従事した経験のあるもの、または、都道府県労働局長が定める
講習を修了したもの。衛生管理者と同様に「有資格者」の拡大に努力すべきで
す。※「衛生管理者」「衛生推進者」の職務は、「衛生に係る技術的事項を管理
すること」と定められていますが、これは、あくまでも職務を定めたものであ
り、労災防止などを進める『責任』は当然、校長（園長）にあります。

★「産業医」って何？

50人以上職場において選任（設置義務あり）

労働者の安全・衛生に関する専門的知識を持つ医師です。

★「衛生委員会」って何？

労使協力し合って、学校や園における安全衛生問題を調査審議する場です。
校長（園長）・衛生管理者・産業医・衛生に関し経験を有するもの（＝労働側教
職員の代表）で構成します。

50人以上の職場において設置（義務）となっていますが、**50人未満の職場で
も『衛生委員会に準じた機関』の設置は可能です。我々がいう「衛生委員会」
は、この部分を含んでいる。**

衛生委員会の原則

- ① 委員会の半数は労働組合の推進で指名する
- ② 労使は対等で、十分に話し合い、意見の一致で課題実現をはかる
- ③ 活動はすべて労働時間内として賃金補償される

- ④ 委員会は毎月 1 回以上開催する
- ⑤ 議事録を作成して 3 年間保存する

取り扱うことは次の 2 つ

- ① 「安全と健康の確保」・・・いのちと健康を守ること
- ② 「快適な職場環境の形成」・・・職場の安全衛生を点検すること

留意すること

- ・教委や管理職の認識や知識はまだまだ浅いので労働安全衛生法に関する意識を高めるための学習活動自体を課題として扱うことも必要です。
- ・「形だけの制度」にしないために、職場全員の意思と要求を反映した職場会議と支部の労安活動とつなぐことが大切です。

*ヒント

『各職場の衛生委員会を統括する市町村単位の組織を設置すること』

【統括する組織を労働安全協議会（仮称）とする具体的なイメージ】

（次ページ参照）

★実践事例

<A 小学校>

第 1 段階～～分会での話し合い、管理職との話し合い

校務分掌への位置づけを確認し、教頭が講習を受講

第 2 段階～職員への提案

委員会のメンバー確認（校長・教頭

職員互選 2 人（担任・担任外・複数職種等）

第 3 段階～動き出す

月 1 回開催

* 1 ヶ月の労働環境や職員の健康の様子を振り返り、翌月の取り組みや長期的な方針をたてる

* 月 1 回の職場点検とその結果の報告、教委への対応策などを検討

第 4 段階～職員会議で委員長である校長から職員へ提起

4 月「健康面で配慮した年間計画をたてよう」

6 月「毎週〇曜日は、ノー残業デーにしよう」

9 月「昼休みに子どもたちの活動を入れないようにしよう」

11 月「日曜日の環境整備、夜の会議の振り替えをとろう」

12 月「職場点検結果による改善を年度内に行おう」

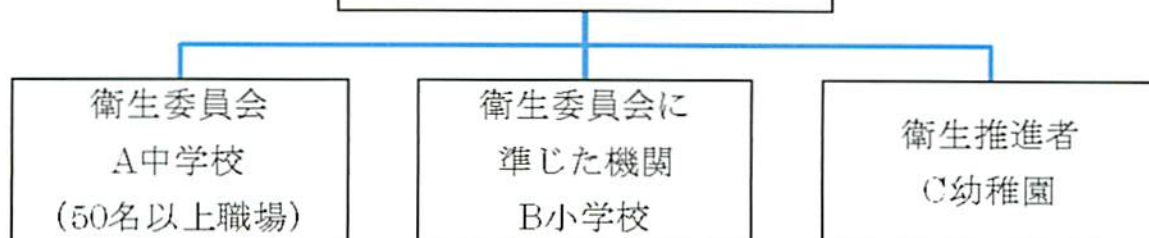
2 月「次年度の向けて、職場・業務の見直し『スクラップ&ビルド』を

しょう」
＜日教組が提案する市町村における体制の具体的イメージ＞

A 案

基本的な体制
それぞれの学校を一つの事業所
とみなして考えた場合

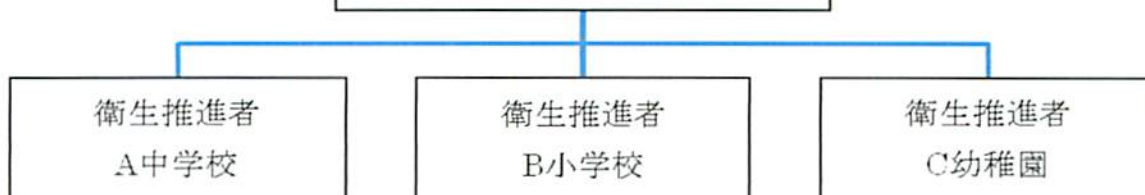
S市労働安全衛生協議会



B 案

市区町村ごとの学校を合わせて
1つの事業所とみなして考えた場合

F市労働安全衛生協議会



説 明

労働安全衛生法では安全委員会、衛生委員会の設置を義務づけています。安全委員会は季節と業種により、衛生委員会は業種を問わず 50 人以上の労働者を雇用している場合に設置が義務づけられています。両委員会を設けなければならないときは、安全衛生委員会でそれらの役割を果たすことができますとしています。

日教組では、50 人未満の学校においても、地区や市町村などをつくる労働安全協議会のもとに、衛生委員会（安全衛生委員会）を設置することとしています。

安全衛生委員会（衛生委員会）の委員の構成は、委員長以外、労使同数が原則です。労働災害・業務上疾病予防対策の万全を期し、発生に際しては学校長（管理者）に十分な措置を取らせ、必要な諸施策を行えるよう調査・審議します。